

## 「第 8 次岡山県保健医療計画」の中間見直しの概要

### 第 6 章 医療提供体制の整備

- ①計画の追加
  - ・外来医療計画（令和元年度作成計画の追加）

### 第 7 章 疾病又は事業ごとの医療連携体制の構築

- ①心筋梗塞等の心血管疾患の医療
  - ・大動脈瘤及び解離について記載を追加
- ②精神疾患の医療
  - ・字句修正
  - ・地域生活支援について記載を追加
- ③災害時における医療
  - ・字句修正
- ④周産期医療
  - ・産後うつを含む精神疾患を合併する妊産婦への対応について記載を追加
  - ・災害時小児周産期リエゾンについて記載を追加
- ⑤小児医療（小児救急医療を含む）
  - ・災害時小児周産期リエゾンについて記載を追加
  - ・小児医療関係者連絡会議について記載を追加
- ⑥在宅医療等
  - ・数値目標を修正

### 第 8 章 地域保健医療・生活衛生対策の推進

- ①感染症対策
  - ・新型コロナウイルス感染症について記載を追加

### 第 9 章 保健・医療・介護（福祉）の総合的な取組の推進

- ①喫煙
  - ・改正健康増進法や岡山県受動喫煙防止条例等について記載を追加
  - ・数値目標の修正、削除
- ②アレルギー疾患対策
  - ・改正健康増進法や岡山県受動喫煙防止条例等について記載を追加
- ③子どもの成長支援
  - ・字句修正
  - ・数値目標の修正
- ④地域包括ケアシステムの構築
  - ・字句修正
  - ・数値目標の修正

### 第 10 章 保健医療従事者の確保と資質の向上

- ①計画の追加
  - ・医師確保計画（令和元年度作成計画の追加）

### 資料

- ①精神疾患
  - ・アウトカム指標修正、削除
- ②救急医療
  - ・プロセス指標修正
- ③災害時における医療
  - ・ストラクチャー指標及びプロセス指標の追加
- ④在宅医療等
  - ・ストラクチャー指標及びプロセス指標の追加

## 第8次岡山県保健医療計画の概要

<b>第1章 計画の基本的事項</b>
・ 計画の策定趣旨、基本理念、性格、期間
<b>第2章 岡山県の保健医療の現状</b>
I 人口等の状況
II 保健医療資源の状況（医療施設、保健関係施設、保健医療従事者）
III 受療の状況（県内の患者数及び受療率、地域別の病床利用率・平均在院日数等）
<b>第3章 保健医療圏</b>
I 圏域設定の趣旨
II 保健医療圏の設定
<b>第4章 基準病床数</b>
・ 基準病床数の算定
<b>第5章 地域医療構想</b>
I 構想の基本的事項
II 病床機能報告制度
III 各構想区域の現状
IV 平成37（2025）年の医療需要と医療提供体制
V 目指すべき医療供給体制を実現するための施策
<b>第6章 医療提供体制の整備</b>
I 安全・安心な医療の提供
II 医薬分業の定着支援
III 外来医療に係る医療提供体制の確保（※）
<b>第7章 疾病又は事業ごとの医療連携体制の構築</b>
I 医療法で定める5疾病（がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病、精神疾患）
II 医療法で定める5事業（救急、災害時、へき地、周産期、小児（小児救急を含む）及び在宅医療）
<b>第8章 地域保健医療・生活衛生対策の推進</b>
・ 臓器移植・造血幹細胞移植医療対策、感染症対策、難病対策、健康危機管理対策、医薬安全対策、生活衛生対策
<b>第9章 保健・医療・介護（福祉）の総合的な取組の推進</b>
・ 健康増進、母子保健、学校保健、職域保健、高齢者支援、心身障害児（者）支援、発達障害児（者）支援、歯科保健、保健所の機能強化、健康づくりボランティアの育成
<b>第10章 保健医療従事者の確保と資質の向上</b>
・ 医師、歯科医師、薬剤師、看護職員、その他の保健医療従事者
<b>第11章 地域保健医療計画（地域医療構想を含む）</b>
・ 県南東部、県南西部、高梁・新見、真庭、津山・英田 保健医療圏
<b>第12章 計画の推進体制と評価の実施</b>
I 計画の推進体制
II 評価の実施
III 進捗状況及び評価結果の公表
IV 計画の数値目標

# 第8次岡山県保健医療計画

## 中間見直しの内容

～新旧対照表～



第8次岡山県保健医療計画 中間見直し 新旧対照表

見直し後		見直し前		頁		
第6章 医療提供体制の整備 第3節 外来医療に係る医療提供体制の確保		第6章 医療提供体制の整備 <u>(第3節 追加)</u>		77 (一)		
1 現状と課題						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>現 状</th> <th>課 題</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <p><u>○県内で中心的に外来医療を担う無床診療所の開設状況は、一部地域への偏りが見られるほか、診療所における診療科についても専門分化が進んでいる状況にあります。</u></p> <p><u>○在宅医療の充実が求められているほか、初期救急医療、公衆衛生等を担う外来医療機関が不足しています。</u></p> <p><u>○グループ診療の実施や放射線装置の共同利用等の医療機関の連携の取組が、地域で個々の医療機関の自主的な取組に委ねられている状況にあります。</u></p> </td> <td> <p><u>○外来医療提供体制の現状を可視化して、新たに開業しようとする医療関係者等が、自主的な経営判断に当たって有益な情報として参照できるようにする必要があります。</u></p> <p><u>○地域の救急医療提供体制の構築や医療設備・機器の共同利用等の促進を促す仕組みが必要です。</u></p> </td> </tr> </tbody> </table>	現 状	課 題	<p><u>○県内で中心的に外来医療を担う無床診療所の開設状況は、一部地域への偏りが見られるほか、診療所における診療科についても専門分化が進んでいる状況にあります。</u></p> <p><u>○在宅医療の充実が求められているほか、初期救急医療、公衆衛生等を担う外来医療機関が不足しています。</u></p> <p><u>○グループ診療の実施や放射線装置の共同利用等の医療機関の連携の取組が、地域で個々の医療機関の自主的な取組に委ねられている状況にあります。</u></p>		<p><u>○外来医療提供体制の現状を可視化して、新たに開業しようとする医療関係者等が、自主的な経営判断に当たって有益な情報として参照できるようにする必要があります。</u></p> <p><u>○地域の救急医療提供体制の構築や医療設備・機器の共同利用等の促進を促す仕組みが必要です。</u></p>	
現 状	課 題					
<p><u>○県内で中心的に外来医療を担う無床診療所の開設状況は、一部地域への偏りが見られるほか、診療所における診療科についても専門分化が進んでいる状況にあります。</u></p> <p><u>○在宅医療の充実が求められているほか、初期救急医療、公衆衛生等を担う外来医療機関が不足しています。</u></p> <p><u>○グループ診療の実施や放射線装置の共同利用等の医療機関の連携の取組が、地域で個々の医療機関の自主的な取組に委ねられている状況にあります。</u></p>	<p><u>○外来医療提供体制の現状を可視化して、新たに開業しようとする医療関係者等が、自主的な経営判断に当たって有益な情報として参照できるようにする必要があります。</u></p> <p><u>○地域の救急医療提供体制の構築や医療設備・機器の共同利用等の促進を促す仕組みが必要です。</u></p>					
2 施策の方向						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>施策の方向</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外来医療に係る医療提供体制の確保</td> <td> <p><u>○令和2年3月に策定した「岡山県外来医療に係る医療提供体制計画」に沿って、外来医師多数区域での新規開業者に対し、在宅医療等の地域で不足する外来医療機能を担うことを求めています。</u></p> <p><u>○新規開業等に当たって参考となる外来医師偏在指標や医療機関のマッピングに関する情報の提供を行い、外来医療提供体制の可視化を進めます。</u></p> <p><u>○医療機器の設置状況等を可視化し、新規購入希望者に対してこれらの情報を提供しつつ、共同利用等について各地域医療構想調整会議において協議することとし、医療機器の効率的な活用を進めます。</u></p> </td> </tr> </tbody> </table>	項 目	施策の方向	外来医療に係る医療提供体制の確保	<p><u>○令和2年3月に策定した「岡山県外来医療に係る医療提供体制計画」に沿って、外来医師多数区域での新規開業者に対し、在宅医療等の地域で不足する外来医療機能を担うことを求めています。</u></p> <p><u>○新規開業等に当たって参考となる外来医師偏在指標や医療機関のマッピングに関する情報の提供を行い、外来医療提供体制の可視化を進めます。</u></p> <p><u>○医療機器の設置状況等を可視化し、新規購入希望者に対してこれらの情報を提供しつつ、共同利用等について各地域医療構想調整会議において協議することとし、医療機器の効率的な活用を進めます。</u></p>		
項 目	施策の方向					
外来医療に係る医療提供体制の確保	<p><u>○令和2年3月に策定した「岡山県外来医療に係る医療提供体制計画」に沿って、外来医師多数区域での新規開業者に対し、在宅医療等の地域で不足する外来医療機能を担うことを求めています。</u></p> <p><u>○新規開業等に当たって参考となる外来医師偏在指標や医療機関のマッピングに関する情報の提供を行い、外来医療提供体制の可視化を進めます。</u></p> <p><u>○医療機器の設置状況等を可視化し、新規購入希望者に対してこれらの情報を提供しつつ、共同利用等について各地域医療構想調整会議において協議することとし、医療機器の効率的な活用を進めます。</u></p>					

( ) 内は旧冊子頁

見直し後		見直し前		頁																			
第7章 疾病又は事業ごとの医療連携体制の構築 第1節 医療法で定める5疾病 <b>3</b> 心筋梗塞等の心血管疾患の医療 1 現状と課題 (1) 予防対策		第7章 疾病又は事業ごとの医療連携体制の構築 第1節 医療法で定める5疾病 <b>3</b> 心筋梗塞等の心血管疾患の医療 1 現状と課題 (1) 予防対策		95 (93)																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>現状</th> <th>課題</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○ (略)</td> <td>○ (略)</td> </tr> <tr> <td>○ (略)</td> <td>○ (略)</td> </tr> <tr> <td>○平成30年(2018)年の大動脈瘤及び解離による死亡数は278人です。全死因に占める大動脈瘤及び解離の割合は1.2%(全国1.4%)で、全国よりも低い状況です。(平成30(2018)年人口動態統計)</td> <td>○ (略)</td> </tr> <tr> <td>○大動脈瘤及び解離の継続的な医療を受けている患者数は約千人と推計されています。(厚生労働省「患者調査」(平成29(2017)年))</td> <td></td> </tr> <tr> <td>○急性大動脈解離は、死亡率が高く予後不良な疾患であり、発症後の死亡率は1時間毎に1~2%ずつ上昇すると言われています。そのため、迅速な診断と治療が重要です。</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	現状	課題	○ (略)	○ (略)	○ (略)	○ (略)	○平成30年(2018)年の大動脈瘤及び解離による死亡数は278人です。全死因に占める大動脈瘤及び解離の割合は1.2%(全国1.4%)で、全国よりも低い状況です。(平成30(2018)年人口動態統計)	○ (略)	○大動脈瘤及び解離の継続的な医療を受けている患者数は約千人と推計されています。(厚生労働省「患者調査」(平成29(2017)年))		○急性大動脈解離は、死亡率が高く予後不良な疾患であり、発症後の死亡率は1時間毎に1~2%ずつ上昇すると言われています。そのため、迅速な診断と治療が重要です。		<table border="1"> <thead> <tr> <th>現状</th> <th>課題</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○ (略)</td> <td>○ (略)</td> </tr> <tr> <td>○ (略)</td> <td>○ (略)</td> </tr> <tr> <td>○ (略)</td> <td>○ (略)</td> </tr> </tbody> </table>	現状	課題	○ (略)	○ (略)	○ (略)	○ (略)	○ (略)	○ (略)		
現状	課題																						
○ (略)	○ (略)																						
○ (略)	○ (略)																						
○平成30年(2018)年の大動脈瘤及び解離による死亡数は278人です。全死因に占める大動脈瘤及び解離の割合は1.2%(全国1.4%)で、全国よりも低い状況です。(平成30(2018)年人口動態統計)	○ (略)																						
○大動脈瘤及び解離の継続的な医療を受けている患者数は約千人と推計されています。(厚生労働省「患者調査」(平成29(2017)年))																							
○急性大動脈解離は、死亡率が高く予後不良な疾患であり、発症後の死亡率は1時間毎に1~2%ずつ上昇すると言われています。そのため、迅速な診断と治療が重要です。																							
現状	課題																						
○ (略)	○ (略)																						
○ (略)	○ (略)																						
○ (略)	○ (略)																						
(3) 医療連携体制		(3) 医療連携体制		96 (94)																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>現状</th> <th>課題</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○ (略)</td> <td>○ (略)</td> </tr> <tr> <td>○ (略)</td> <td>○ (略)</td> </tr> <tr> <td>○急性大動脈解離においては、各医療機関が、対応可能な医療機関への搬送を行っています。</td> <td>○急性大動脈解離は、発症後、早期かつ適切な治療が重要である死亡率の高い疾病であるため、速やかに専門的な治療を開始する体制整備及び救急搬送体制の充実を図る必要があります。</td> </tr> </tbody> </table>	現状	課題	○ (略)	○ (略)	○ (略)	○ (略)	○急性大動脈解離においては、各医療機関が、対応可能な医療機関への搬送を行っています。	○急性大動脈解離は、発症後、早期かつ適切な治療が重要である死亡率の高い疾病であるため、速やかに専門的な治療を開始する体制整備及び救急搬送体制の充実を図る必要があります。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>現状</th> <th>課題</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○ (略)</td> <td>○ (略)</td> </tr> <tr> <td>○ (略)</td> <td>○ (略)</td> </tr> </tbody> </table>	現状	課題	○ (略)	○ (略)	○ (略)	○ (略)								
現状	課題																						
○ (略)	○ (略)																						
○ (略)	○ (略)																						
○急性大動脈解離においては、各医療機関が、対応可能な医療機関への搬送を行っています。	○急性大動脈解離は、発症後、早期かつ適切な治療が重要である死亡率の高い疾病であるため、速やかに専門的な治療を開始する体制整備及び救急搬送体制の充実を図る必要があります。																						
現状	課題																						
○ (略)	○ (略)																						
○ (略)	○ (略)																						

( )内は  
旧冊子頁

見直し後		見直し前		頁							
<b>5</b> 精神疾患の医療 (3) 精神科救急 <b>1</b> 現状と課題		<b>5</b> 精神疾患の医療 (3) 精神科救急 <b>1</b> 現状と課題		124 (122)							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>現 状</th> <th>課 題</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○岡山県精神科医療センターを岡山県災害<b>拠点</b>精神科病院に指定し、大規模災害発生時における精神科医療の提供・調整、災害派遣精神医療チームに関する調整を行う体制を構築しています。</td> <td>○ (略)</td> </tr> </tbody> </table>	現 状	課 題	○岡山県精神科医療センターを岡山県災害 <b>拠点</b> 精神科病院に指定し、大規模災害発生時における精神科医療の提供・調整、災害派遣精神医療チームに関する調整を行う体制を構築しています。	○ (略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>現 状</th> <th>課 題</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○岡山県精神科医療センターを岡山県災害<b>時</b>精神科<b>医療中核</b>病院に指定し、大規模災害発生時における精神科医療の提供・調整、災害派遣精神医療チームに関する調整を行う体制を構築しています。</td> <td>○ (略)</td> </tr> </tbody> </table>	現 状	課 題	○岡山県精神科医療センターを岡山県災害 <b>時</b> 精神科 <b>医療中核</b> 病院に指定し、大規模災害発生時における精神科医療の提供・調整、災害派遣精神医療チームに関する調整を行う体制を構築しています。	○ (略)		
現 状	課 題										
○岡山県精神科医療センターを岡山県災害 <b>拠点</b> 精神科病院に指定し、大規模災害発生時における精神科医療の提供・調整、災害派遣精神医療チームに関する調整を行う体制を構築しています。	○ (略)										
現 状	課 題										
○岡山県精神科医療センターを岡山県災害 <b>時</b> 精神科 <b>医療中核</b> 病院に指定し、大規模災害発生時における精神科医療の提供・調整、災害派遣精神医療チームに関する調整を行う体制を構築しています。	○ (略)										
<b>2</b> 施策の方向		<b>2</b> 施策の方向		125 (123)							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>施策の方向</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害時における心のケア</td> <td>○「災害派遣精神医療チーム（DPAT）」の整備を図り、災害<b>拠点</b>精神科病院を中心とした災害発生時に被災地における精神科医療の支援を行う体制づくりを進めます。</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	施策の方向	災害時における心のケア	○「災害派遣精神医療チーム（DPAT）」の整備を図り、災害 <b>拠点</b> 精神科病院を中心とした災害発生時に被災地における精神科医療の支援を行う体制づくりを進めます。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>施策の方向</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害時における心のケア</td> <td>○「災害派遣精神医療チーム（DPAT）」の整備を図り、災害<b>時</b>精神科<b>医療中核</b>病院を中心とした災害発生時に被災地における精神科医療の支援を行う体制づくりを進めます。</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	施策の方向	災害時における心のケア	○「災害派遣精神医療チーム（DPAT）」の整備を図り、災害 <b>時</b> 精神科 <b>医療中核</b> 病院を中心とした災害発生時に被災地における精神科医療の支援を行う体制づくりを進めます。		
項 目	施策の方向										
災害時における心のケア	○「災害派遣精神医療チーム（DPAT）」の整備を図り、災害 <b>拠点</b> 精神科病院を中心とした災害発生時に被災地における精神科医療の支援を行う体制づくりを進めます。										
項 目	施策の方向										
災害時における心のケア	○「災害派遣精神医療チーム（DPAT）」の整備を図り、災害 <b>時</b> 精神科 <b>医療中核</b> 病院を中心とした災害発生時に被災地における精神科医療の支援を行う体制づくりを進めます。										
(6) 認知症 <b>2</b> 施策の方向		(6) 認知症 <b>2</b> 施策の方向		137 (135)							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>施策の方向</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域生活支援</td> <td>○認知症サポーターやキャラバン・メイトの養成、県民への普及啓発等により、認知症の人を地域で支えることができる意識の醸成を図るとともに、<b>本人や家族のニーズとサポーターを中心とした支援を繋ぐ仕組み（チームオレンジ）を整備する市町村の取組を支援</b>します。 ○ (略) ～</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	施策の方向	地域生活支援	○認知症サポーターやキャラバン・メイトの養成、県民への普及啓発等により、認知症の人を地域で支えることができる意識の醸成を図るとともに、 <b>本人や家族のニーズとサポーターを中心とした支援を繋ぐ仕組み（チームオレンジ）を整備する市町村の取組を支援</b> します。 ○ (略) ～	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>施策の方向</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域生活支援</td> <td>○認知症サポーターやキャラバン・メイトの養成、県民への普及啓発等により、認知症の人を地域で支えることができる意識の醸成を図ります。  ○ (略) ～</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	施策の方向	地域生活支援	○認知症サポーターやキャラバン・メイトの養成、県民への普及啓発等により、認知症の人を地域で支えることができる意識の醸成を図ります。  ○ (略) ～		
項 目	施策の方向										
地域生活支援	○認知症サポーターやキャラバン・メイトの養成、県民への普及啓発等により、認知症の人を地域で支えることができる意識の醸成を図るとともに、 <b>本人や家族のニーズとサポーターを中心とした支援を繋ぐ仕組み（チームオレンジ）を整備する市町村の取組を支援</b> します。 ○ (略) ～										
項 目	施策の方向										
地域生活支援	○認知症サポーターやキャラバン・メイトの養成、県民への普及啓発等により、認知症の人を地域で支えることができる意識の醸成を図ります。  ○ (略) ～										

見直し後	見直し前	頁								
<p>第7章 疾病又は事業ごとの医療連携体制の構築 第2節 医療法で定める5事業及び在宅医療 <b>2</b>災害時における医療 <b>1</b> 現状と課題</p> <p>(1) 災害時における医療の提供</p> <table border="1" data-bbox="248 379 1055 689"> <thead> <tr> <th>現状</th> <th>課題</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○医療救護活動を開始する必要がある場合は、岡山県地域防災計画に基づき、災害<b>保健</b>医療<b>調整</b>本部及び地域災害<b>保健</b>医療<b>調整</b>本部を設置し、関係機関と連携して災害時の医療救護体制を構築し、被災者の救護を行うこととしています。 ○ (略) ～</td> <td>○ (略) ～</td> </tr> </tbody> </table>	現状	課題	○医療救護活動を開始する必要がある場合は、岡山県地域防災計画に基づき、災害 <b>保健</b> 医療 <b>調整</b> 本部及び地域災害 <b>保健</b> 医療 <b>調整</b> 本部を設置し、関係機関と連携して災害時の医療救護体制を構築し、被災者の救護を行うこととしています。 ○ (略) ～	○ (略) ～	<p>第7章 疾病又は事業ごとの医療連携体制の構築 第2節 医療法で定める5事業及び在宅医療 <b>2</b>災害時における医療 <b>1</b> 現状と課題</p> <p>(1) 災害時における医療の提供</p> <table border="1" data-bbox="1084 379 1890 689"> <thead> <tr> <th>現状</th> <th>課題</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○医療救護活動を開始する必要がある場合は、岡山県地域防災計画に基づき、災害医療本部及び地域災害医療本部を設置し、関係機関と連携して災害時の医療救護体制を構築し、被災者の救護を行うこととしています。 ○ (略) ～</td> <td>○ (略) ～</td> </tr> </tbody> </table>	現状	課題	○医療救護活動を開始する必要がある場合は、岡山県地域防災計画に基づき、災害医療本部及び地域災害医療本部を設置し、関係機関と連携して災害時の医療救護体制を構築し、被災者の救護を行うこととしています。 ○ (略) ～	○ (略) ～	153 (151)
現状	課題									
○医療救護活動を開始する必要がある場合は、岡山県地域防災計画に基づき、災害 <b>保健</b> 医療 <b>調整</b> 本部及び地域災害 <b>保健</b> 医療 <b>調整</b> 本部を設置し、関係機関と連携して災害時の医療救護体制を構築し、被災者の救護を行うこととしています。 ○ (略) ～	○ (略) ～									
現状	課題									
○医療救護活動を開始する必要がある場合は、岡山県地域防災計画に基づき、災害医療本部及び地域災害医療本部を設置し、関係機関と連携して災害時の医療救護体制を構築し、被災者の救護を行うこととしています。 ○ (略) ～	○ (略) ～									
<p>図表7-2-2-1 災害医療の連携体制 (図表中)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害<b>保健</b>医療<b>調整</b>本部</li> <li>・地域災害<b>保健</b>医療<b>調整</b>本部 (保健所)</li> <li>・県災害<b>保健</b>医療<b>調整</b>本部</li> </ul>	<p>図表7-2-2-1 災害医療の連携体制 (図表中)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害医療本部</li> <li>・地域災害医療本部 (保健所)</li> <li>・県災害医療本部</li> </ul>	155 (153)								
<p>(2) 災害拠点病院・災害<b>拠点</b>精神科病院</p> <table border="1" data-bbox="248 967 1055 1174"> <thead> <tr> <th>現状</th> <th>課題</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○ (略) ○ (略) ○災害<b>拠点</b>精神科病院※2として、岡山県精神科医療センターを指定しています。</td> <td>○ (略)</td> </tr> </tbody> </table>	現状	課題	○ (略) ○ (略) ○災害 <b>拠点</b> 精神科病院※2として、岡山県精神科医療センターを指定しています。	○ (略)	<p>(2) 災害拠点病院・災害<b>時</b>精神科<b>医療中核</b>病院</p> <table border="1" data-bbox="1084 967 1890 1174"> <thead> <tr> <th>現状</th> <th>課題</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○ (略) ○ (略) ○災害<b>時</b>精神科<b>医療中核</b>病院※2として、岡山県精神科医療センターを指定しています。</td> <td>○ (略)</td> </tr> </tbody> </table>	現状	課題	○ (略) ○ (略) ○災害 <b>時</b> 精神科 <b>医療中核</b> 病院※2として、岡山県精神科医療センターを指定しています。	○ (略)	156 (154)
現状	課題									
○ (略) ○ (略) ○災害 <b>拠点</b> 精神科病院※2として、岡山県精神科医療センターを指定しています。	○ (略)									
現状	課題									
○ (略) ○ (略) ○災害 <b>時</b> 精神科 <b>医療中核</b> 病院※2として、岡山県精神科医療センターを指定しています。	○ (略)									
<p>※2 災害<b>拠点</b>精神科病院 災害<b>拠点</b>精神科病院とは、災害時の心のケアに関する中心的な役割を担う医療機関として都道府県知事が指定するもので、主に次のような機能を有しています。</p>	<p>※2 災害<b>時</b>精神科<b>医療中核</b>病院 災害<b>時</b>精神科<b>医療中核</b>病院とは、災害時の心のケアに関する中心的な役割を担う医療機関として都道府県知事が指定するもので、主に次のような機能を有しています。</p>									

見直し後				見直し前				頁
図表7-2-2-2 岡山県の災害拠点病院・災害拠点精神科病院一覧表				図表7-2-2-2 岡山県の災害拠点病院・災害時精神科医療中核病院一覧表				157 (155)
区分	医療機関名	所在市町村	備考	区分	医療機関名	所在市町村	備考	
災害拠点精神科病院	岡山県精神科医療センター	岡山市北区	全県	災害時精神科医療中核病院	岡山県精神科医療センター	岡山市北区	全県	
(3) 災害派遣医療チーム (DMAT)・災害派遣精神医療チーム (DPAT)				(3) 災害派遣医療チーム (DMAT)・災害派遣精神医療チーム (DPAT)				
現状		課題		現状		課題		
○ (略) ○ (略) ○災害拠点精神科病院において、災害時の医療提供・調整、災害派遣精神医療チーム (DPAT) に関する体制を整備しています。		○ (略) ○ (略) ○ (略)		○ (略) ○ (略) ○災害時精神科医療中核病院において、災害時の医療提供・調整、災害派遣精神医療チーム (DPAT) に関する体制を整備しています。		○ (略) ○ (略) ○ (略)		
4 周産期医療				4 周産期医療				
1 現状と課題				1 現状と課題				
(2) 周産期医療体制				(2) 周産期医療体制				
現状		課題		現状		課題		
○ (略) ○ (略) ○ (略) ○ (略) ○産後うつを含む精神疾患を合併する妊産婦への対応については、多職種が連携して患者に対応しています。(図表7-2-4-16) ○令和元(2019)年から岡山県災害時小児周産期リエゾンを設置しています。(図表7-2-4-17)		○ (略) ○ (略) ○ (略) ○産後うつを含む精神疾患を合併する妊産婦に対し、産科・精神科医療機関・市町村等が連携した支援を行う必要があります。 ○災害時、小児・周産期医療に係る保健医療活動の総合調整を適切かつ円滑に行う体制が必要です。		○ (略) ○ (略) ○ (略) ○ (略)		○ (略) ○ (略) ○ (略)		
								170 (168)

( ) 内は  
旧冊子頁

見直し後	見直し前	頁																																
<p>図表7-2-4-16 岡山県ハイリスク妊産婦連携指導料1・2届出医療機関数 (令和2(2020)年6月1日)</p> <table border="1" data-bbox="248 277 987 384"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>病院</th> <th>診療所</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ハイリスク妊産婦連携指導料1</td> <td>6</td> <td>5</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>ハイリスク妊産婦連携指導料2</td> <td>7</td> <td>1</td> <td>8</td> </tr> </tbody> </table> <p>(資料：中国四国厚生局「届出受理医療機関名簿」)</p> <p>図表7-2-4-17 岡山県災害時小児周産期リエゾンの現状(令和2(2020)年4月)</p> <table border="1" data-bbox="248 475 920 549"> <thead> <tr> <th>職種</th> <th>医師</th> <th>助産師</th> <th>看護師</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人数</td> <td>10</td> <td>3</td> <td>1</td> <td>14</td> </tr> </tbody> </table> <p>図表7-2-4-18 周産期医療体制図 (図表 略)</p>	項目	病院	診療所	計	ハイリスク妊産婦連携指導料1	6	5	11	ハイリスク妊産婦連携指導料2	7	1	8	職種	医師	助産師	看護師	合計	人数	10	3	1	14	<p>図表7-2-4-16 周産期医療体制図 (図表 略)</p>	<p>174 (172)</p> <p>176 (174)</p>										
項目	病院	診療所	計																															
ハイリスク妊産婦連携指導料1	6	5	11																															
ハイリスク妊産婦連携指導料2	7	1	8																															
職種	医師	助産師	看護師	合計																														
人数	10	3	1	14																														
<p>5 小児医療(小児救急医療を含む)</p> <p>1 現状と課題</p> <p>(1) 小児(救急)医療体制の確保</p> <table border="1" data-bbox="248 746 1055 1166"> <thead> <tr> <th>現状</th> <th>課題</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○(略)</td> <td>○(略)</td> </tr> <tr> <td>○(略)</td> <td>○(略)</td> </tr> <tr> <td>○(略)</td> <td>○(略)</td> </tr> <tr> <td>○(略)</td> <td>○(略)</td> </tr> <tr> <td>○(略)</td> <td>○(略)</td> </tr> <tr> <td>○(略)</td> <td>○(略)</td> </tr> <tr> <td>○令和元(2019)年から岡山県災害時小児周産期リエゾンを設置しています。(再掲)</td> <td>○災害時、小児・周産期医療に係る保健医療活動の総合調整を適切かつ円滑に行う体制が必要です。</td> </tr> <tr> <td>○小児医療関係者が協議する場がないため、連絡会議を不定期に開催しています。</td> <td>○周産期医療協議会に加え、小児(救急)医療について協議する体制が必要です。</td> </tr> </tbody> </table>	現状	課題	○(略)	○(略)	○(略)	○(略)	○(略)	○(略)	○(略)	○(略)	○(略)	○(略)	○(略)	○(略)	○令和元(2019)年から岡山県災害時小児周産期リエゾンを設置しています。(再掲)	○災害時、小児・周産期医療に係る保健医療活動の総合調整を適切かつ円滑に行う体制が必要です。	○小児医療関係者が協議する場がないため、連絡会議を不定期に開催しています。	○周産期医療協議会に加え、小児(救急)医療について協議する体制が必要です。	<p>5 小児医療(小児救急医療を含む)</p> <p>1 現状と課題</p> <p>(1) 小児(救急)医療体制の確保</p> <table border="1" data-bbox="1084 746 1890 1166"> <thead> <tr> <th>現状</th> <th>課題</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○(略)</td> <td>○(略)</td> </tr> <tr> <td>○(略)</td> <td>○(略)</td> </tr> <tr> <td>○(略)</td> <td>○(略)</td> </tr> <tr> <td>○(略)</td> <td>○(略)</td> </tr> <tr> <td>○(略)</td> <td>○(略)</td> </tr> <tr> <td>○(略)</td> <td>○(略)</td> </tr> </tbody> </table>	現状	課題	○(略)	○(略)	○(略)	○(略)	○(略)	○(略)	○(略)	○(略)	○(略)	○(略)	○(略)	○(略)	<p>178 (176)</p>
現状	課題																																	
○(略)	○(略)																																	
○(略)	○(略)																																	
○(略)	○(略)																																	
○(略)	○(略)																																	
○(略)	○(略)																																	
○(略)	○(略)																																	
○令和元(2019)年から岡山県災害時小児周産期リエゾンを設置しています。(再掲)	○災害時、小児・周産期医療に係る保健医療活動の総合調整を適切かつ円滑に行う体制が必要です。																																	
○小児医療関係者が協議する場がないため、連絡会議を不定期に開催しています。	○周産期医療協議会に加え、小児(救急)医療について協議する体制が必要です。																																	
現状	課題																																	
○(略)	○(略)																																	
○(略)	○(略)																																	
○(略)	○(略)																																	
○(略)	○(略)																																	
○(略)	○(略)																																	
○(略)	○(略)																																	
<p>6 在宅医療等</p> <p>3 数値目標</p> <table border="1" data-bbox="248 1257 1055 1401"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>現状</th> <th>令和5年度末目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>訪問看護(介護給付におけるサービス利用見込み)回/月</td> <td>60,984 R元年度 (2019)</td> <td>77,653 R5年度 (2023)</td> </tr> </tbody> </table>	項目	現状	令和5年度末目標	訪問看護(介護給付におけるサービス利用見込み)回/月	60,984 R元年度 (2019)	77,653 R5年度 (2023)	<p>6 在宅医療等</p> <p>3 数値目標</p> <table border="1" data-bbox="1084 1257 1890 1401"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>現状</th> <th>平成35年度末目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>訪問看護(介護給付におけるサービス利用見込み)回/月</td> <td>54,826 H28年度 (2016)</td> <td>63,460 H32年度 (2020)</td> </tr> </tbody> </table>	項目	現状	平成35年度末目標	訪問看護(介護給付におけるサービス利用見込み)回/月	54,826 H28年度 (2016)	63,460 H32年度 (2020)	<p>193 (191)</p>																				
項目	現状	令和5年度末目標																																
訪問看護(介護給付におけるサービス利用見込み)回/月	60,984 R元年度 (2019)	77,653 R5年度 (2023)																																
項目	現状	平成35年度末目標																																
訪問看護(介護給付におけるサービス利用見込み)回/月	54,826 H28年度 (2016)	63,460 H32年度 (2020)																																

見直し後		見直し前		頁
第8章地域保健医療・生活衛生対策の推進 第2節 感染症対策 <b>1</b> 感染症対策 1 現状と課題 (1) 感染症対策		第8章地域保健医療・生活衛生対策の推進 第2節 感染症対策 <b>1</b> 感染症対策 1 現状と課題 (1) 感染症対策		204 (202)
現 状	課 題	現 状	課 題	
<p>○近年、医療の進歩や衛生水準の著しい向上により、細菌性赤痢やコレラ等の感染症は大幅に減少しました。平成21(2009)年には、豚インフルエンザを由来とする新型インフルエンザが発生し、世界的に感染が拡大し、国内でも流行しました。平成25(2013)年には、重傷熱性血小板減少症候群(SFTS)の国内発生が確認され、県内でも患者が報告されています。平成26(2014)年には、約70年ぶりに、蚊媒介感染症であるデング熱の国内感染が発生しました。<u>さらに、令和元(2019)年末に中国で端を発した新型コロナウイルス感染症は、急激な勢いで世界中に広がり、国内においても全国的に患者発生が相次ぎました。</u></p> <p>○(略) ～</p>	<p>○<u>新型コロナウイルス感染症</u>やSFTS等の新興感染症や新型インフルエンザへの対策が課題となっています。特に、交通、経済グローバル化等を背景に、<u>新型コロナウイルス感染症</u>、<u>新型インフルエンザ</u>、<u>エボラ出血熱</u>、<u>MERS</u>など重症化を引き起こす感染症や、<u>デング熱</u>など蚊媒介感染症の国内での流行への対策が必要です。</p> <p>また、海外渡航者に対しては、現地情報の提供や予防方法の周知を行う必要があります。</p>	<p>○近年、医療の進歩や衛生水準の著しい向上により、細菌性赤痢やコレラ等の感染症は大幅に減少しました。平成21(2009)年には、豚インフルエンザを由来とする新型インフルエンザが発生し、世界的に感染が拡大し、国内でも流行しました。平成25(2013)年には、重傷熱性血小板減少症候群(SFTS)の国内発生が確認され、県内でも患者が報告されています。<u>さらに</u>、平成26(2014)年には、約70年ぶりに、蚊媒介感染症であるデング熱の国内感染が発生しました。</p> <p>○(略) ～</p>	<p>○<u>エイズ</u>や<u>腸管出血性大腸菌感染症</u>、<u>SFTS</u>等の新興感染症や新型インフルエンザへの対策が課題となっています。特に、交通、経済グローバル化等を背景に、<u>新型インフルエンザ</u>、<u>エボラ出血熱</u>、<u>MERS</u>など<u>感染力の強い重症の感染症</u>や、<u>デング熱</u>など蚊媒介感染症の国内での流行への対策が必要です。</p> <p>また、海外渡航者に対しては、現地情報の提供や予防方法の周知を行う必要があります。</p>	

見直し後		見直し前		頁
2 施策の方向 (1) 感染症対策		2 施策の方向 (1) 感染症対策		208 (206)
項目	施策の方向	項目	施策の方向	
適正医療の推進及び 相談・検査等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ (略)</li> <li>○ <b>新型コロナウイルス感染症及び</b>新型インフルエンザについては、新型インフルエンザ等対策行動計画及びガイドラインを策定し、医療体制の確保や感染拡大防止のために取り組むべき対応を推進しています。鳥インフルエンザについては、鳥インフルエンザ対策基本指針を策定し、人への感染防止対策に努めます。</li> <li>○ (略)</li> <li>○ (略)</li> <li>○ <b>社会福祉施設等の施設内感染予防対策を</b><u>医師や感染管理認定看護師等の専門家とも連携しながら</u>支援します。</li> </ul>	適正医療の推進及び 相談・検査等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ (略)</li> <li>○ 新型インフルエンザについては、新型インフルエンザ等対策行動計画及びガイドラインを策定し、医療体制の確保や感染拡大防止のために取り組むべき対応を推進しています。鳥インフルエンザについては、鳥インフルエンザ対策基本指針を策定し、人への感染防止対策に努めます。</li> <li>○ (略)</li> <li>○ (略)</li> <li>○ 社会福祉施設等の施設内感染予防対策を支援します。</li> </ul>	
普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ (略)</li> <li>○ (略)</li> <li>○ インフルエンザや<b>新型コロナウイルス感染症の感染</b>防止対策として、手洗いや<b>マスクの着用に加え、3密の回避や換気等「新しい生活様式」が社会全体に定着するよう</b>普及啓発します。</li> </ul>	普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ (略)</li> <li>○ (略)</li> <li>○ インフルエンザ<b>発生</b>防止対策として、手洗い<b>及び咳エチケットの励行を</b>普及啓発します。</li> </ul>	209 (207)

( )内は  
旧冊子頁

見直し後			見直し前			頁
第9章 保健・医療・介護（福祉）の総合的な取組の推進 第1節 健康増進 <b>6</b> 喫煙			第9章 保健・医療・介護（福祉）の総合的な取組の推進 第1節 健康増進 <b>6</b> 喫煙			272 (270)
2 施策の方向			2 施策の方向			
項目	施策の方向		項目	施策の方向		
受動喫煙防止対策	<p>○ <u>望まない受動喫煙の防止を目的として、多数の者が利用する施設等の区分に応じ講ずべき措置等が定められた改正健康増進法や、令和2年3月に制定した岡山県受動喫煙防止条例の周知・徹底を図るため、県民・事業者を対象とした講演会等を開催するとともに、施設における指導・助言のための資料作成、事業者向けの研修会を開催するなど、県が担う業務を適切に実施します。</u></p> <p>○ <u>敷地内の全面禁煙を実施する施設の認定や、改正健康増進法の適用が猶予された小規模飲食店が禁煙エリアを整備する際の改装費用を補助するなど、受動喫煙のない環境整備の取組を推進します。</u></p>		受動喫煙防止対策	<p>○ <u>「禁煙実施施設」「完全分煙実施施設」を認定して、禁煙、完全分煙を実施する施設を増やします。</u></p> <p>○ <u>多数の者が利用する公共的な空間については原則として全面禁煙であるべきという厚生労働省の通知を受け、特に公共的な空間については全面禁煙となるよう周知啓発を行います。</u></p> <p>○ <u>子どもたちによる「たばこ健康」についての研究発表や県・市町村・関係機関等との連絡会議などにより受動喫煙防止に向けた取組を推進するとともに、健康増進法改正の動向を注視し、新たな制度の周知啓発を行い、県が担う業務を適切に実施します。</u></p>		
3 数値目標			3 数値目標			
項目	現状	<u>令和5年度末目標</u> (2023)	項目	現状	<u>平成35年度末目標</u> (2023)	
成人の喫煙率 (喫煙をやめたい人がやめる)	16.7% H28年 (2016)	<u>12.7%</u> <u>R7年度</u> <u>(2025)</u>	成人の喫煙率 (喫煙をやめたい人がやめる)	16.7% H28年 (2016)	<u>12.0%</u> <u>H34年度</u> <u>(2022)</u>	
未成年者の喫煙率 (削除)	(略)	(略)	未成年者の喫煙率	(略)	(略)	
			<u>禁煙・完全分煙実施施設認定件数</u>	<u>2,606件</u> <u>H28年度</u> <u>(2016)</u>	<u>3,000件</u> <u>H34年度</u> <u>(2022)</u>	

( )内は  
旧冊子頁

見直し後	見直し前	頁																																			
<p><b>7</b>アレルギー疾患対策</p> <p>2 施策の方向</p> <table border="1" data-bbox="248 277 1055 520"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>施策の方向</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医療提供の確保</td> <td>○ (略)</td> </tr> <tr> <td>情報提供・相談体制の確保</td> <td>○ (略)</td> </tr> <tr> <td>生活環境の改善</td> <td>○ (略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>○ <u>改正健康増進法や岡山県受動喫煙防止条例の周知・徹底を図り、受動喫煙のない環境整備の取組を推進します。</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>3 数値目標</p> <table border="1" data-bbox="248 592 1055 730"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>現状</th> <th>平成35年度末目標 (2023)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医療従事者向けアレルギー研修会参加者数(累計)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>(削除)</u></p>	項目	施策の方向	医療提供の確保	○ (略)	情報提供・相談体制の確保	○ (略)	生活環境の改善	○ (略)		○ <u>改正健康増進法や岡山県受動喫煙防止条例の周知・徹底を図り、受動喫煙のない環境整備の取組を推進します。</u>	項目	現状	平成35年度末目標 (2023)	医療従事者向けアレルギー研修会参加者数(累計)	(略)	(略)	<p><b>7</b>アレルギー疾患対策</p> <p>2 施策の方向</p> <table border="1" data-bbox="1084 277 1890 520"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>施策の方向</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医療提供の確保</td> <td>○ (略)</td> </tr> <tr> <td>情報提供・相談体制の確保</td> <td>○ (略)</td> </tr> <tr> <td>生活環境の改善</td> <td>○ (略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>○ <u>国が改正を検討している健康増進法等を踏まえ、受動喫煙防止対策を強化します。</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>3 数値目標</p> <table border="1" data-bbox="1084 592 1890 834"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>現状</th> <th>平成35年度末目標 (2023)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医療従事者向けアレルギー研修会参加者数(累計)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>禁煙・完全分煙実施施設認定件数</u></td> <td><u>2,606件</u> <u>H28年度</u> <u>(2016)</u></td> <td><u>3,000件</u> <u>H34年度</u> <u>(2022)</u></td> </tr> </tbody> </table>	項目	施策の方向	医療提供の確保	○ (略)	情報提供・相談体制の確保	○ (略)	生活環境の改善	○ (略)		○ <u>国が改正を検討している健康増進法等を踏まえ、受動喫煙防止対策を強化します。</u>	項目	現状	平成35年度末目標 (2023)	医療従事者向けアレルギー研修会参加者数(累計)	(略)	(略)	<u>禁煙・完全分煙実施施設認定件数</u>	<u>2,606件</u> <u>H28年度</u> <u>(2016)</u>	<u>3,000件</u> <u>H34年度</u> <u>(2022)</u>	273 (271)
項目	施策の方向																																				
医療提供の確保	○ (略)																																				
情報提供・相談体制の確保	○ (略)																																				
生活環境の改善	○ (略)																																				
	○ <u>改正健康増進法や岡山県受動喫煙防止条例の周知・徹底を図り、受動喫煙のない環境整備の取組を推進します。</u>																																				
項目	現状	平成35年度末目標 (2023)																																			
医療従事者向けアレルギー研修会参加者数(累計)	(略)	(略)																																			
項目	施策の方向																																				
医療提供の確保	○ (略)																																				
情報提供・相談体制の確保	○ (略)																																				
生活環境の改善	○ (略)																																				
	○ <u>国が改正を検討している健康増進法等を踏まえ、受動喫煙防止対策を強化します。</u>																																				
項目	現状	平成35年度末目標 (2023)																																			
医療従事者向けアレルギー研修会参加者数(累計)	(略)	(略)																																			
<u>禁煙・完全分煙実施施設認定件数</u>	<u>2,606件</u> <u>H28年度</u> <u>(2016)</u>	<u>3,000件</u> <u>H34年度</u> <u>(2022)</u>																																			
<p>第2節 母子保健</p> <p><b>2</b>子どもの成長支援</p> <p>1 現状と課題</p> <p>(3) 虐待予防対策</p> <table border="1" data-bbox="248 1007 1055 1217"> <thead> <tr> <th>現状</th> <th>課題</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○ (略)</td> <td>○ (略)</td> </tr> <tr> <td>○ (略)</td> <td>○虐待が疑われる事例のなかでも、問題が複雑・多様化しているものがあり、<u>多</u>職種が柔軟に対応して、早期支援を行っていく必要があります。</td> </tr> </tbody> </table>	現状	課題	○ (略)	○ (略)	○ (略)	○虐待が疑われる事例のなかでも、問題が複雑・多様化しているものがあり、 <u>多</u> 職種が柔軟に対応して、早期支援を行っていく必要があります。	<p>第2節 感染症対策</p> <p><b>2</b>子どもの成長支援</p> <p>1 現状と課題</p> <p>(3) 虐待予防対策</p> <table border="1" data-bbox="1084 1007 1890 1217"> <thead> <tr> <th>現状</th> <th>課題</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○ (略)</td> <td>○ (略)</td> </tr> <tr> <td>○ (略)</td> <td>○虐待が疑われる事例のなかでも、問題が複雑・多様化しているものがあり、<u>他</u>職種が柔軟に対応して、早期支援を行っていく必要があります。</td> </tr> </tbody> </table>	現状	課題	○ (略)	○ (略)	○ (略)	○虐待が疑われる事例のなかでも、問題が複雑・多様化しているものがあり、 <u>他</u> 職種が柔軟に対応して、早期支援を行っていく必要があります。	279 (277)																							
現状	課題																																				
○ (略)	○ (略)																																				
○ (略)	○虐待が疑われる事例のなかでも、問題が複雑・多様化しているものがあり、 <u>多</u> 職種が柔軟に対応して、早期支援を行っていく必要があります。																																				
現状	課題																																				
○ (略)	○ (略)																																				
○ (略)	○虐待が疑われる事例のなかでも、問題が複雑・多様化しているものがあり、 <u>他</u> 職種が柔軟に対応して、早期支援を行っていく必要があります。																																				

( ) 内は  
旧冊子頁

見直し後			見直し前			頁
第5節 高齢者支援			第5節 高齢者支援			301 (299)
1 地域包括ケアシステムの構築			1 地域包括ケアシステムの構築			
2 施策の方向			2 施策の方向			302 (300)
項目	施策の方向		項目	施策の方向		
地域包括ケアシステム構築のための市町村支援	○第8期岡山県高齢者保健福祉計画・介護保険事業者支援計画(第8期計画)に基づき、いわゆる「団塊の世代」(昭和22(1947)年～24(1949)年生まれ)が75歳以上となる令和7(2025)年までに、市町村が設定する日常生活圏域ごとに、地域の実情に応じて、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援(自立した日常生活の支援)が包括的に確保される地域包括ケアシステムの構築を目指します。 ○(略)～		地域包括ケアシステム構築のための市町村支援	○第7期岡山県高齢者保健福祉計画・介護保険事業者支援計画(第7期計画)に基づき、いわゆる「団塊の世代」(昭和22(1947)年～24(1949)年生まれ)が75歳以上となる平成37(2025)年までに、市町村が設定する日常生活圏域ごとに、地域の実情に応じて、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援(自立した日常生活の支援)が包括的に確保される地域包括ケアシステムの構築を目指します。 ○(略)～		303 (301)
介護サービス基盤の整備	○第8期計画で見込む介護給付等対象サービスの種類ごとの量に基づき、市町村と連携し、サービスの質の向上を図るとともに、必要なサービス量の充足に向け、事業者に参加を働きかけるなどの取組を行います。 ○第8期計画の介護保険施設等の必要入所(利用)定員総数に基づき、計画的に整備を行うとともに、地域医療介護総合確保基金を有効に活用し、介護サービス基盤の着実な整備を推進します。		介護サービス基盤の整備	○第7期計画で見込む介護給付等対象サービスの種類ごとの量に基づき、市町村と連携し、サービスの質の向上を図るとともに、必要なサービス量の充足に向け、事業者に参加を働きかけるなどの取組を行います。 ○第7期計画の介護保険施設等の必要入所(利用)定員総数に基づき、計画的に整備を行うとともに、地域医療介護総合確保基金を有効に活用し、介護サービス基盤の着実な整備を推進します。		
3 数値目標			3 数値目標			303 (301)
項目	現状	令和5年度末目標 (2023)	項目	現状	平成35年度末目標 (2023)	
訪問看護(介護給付におけるサービス利用見込み)回/月	<u>60,984</u> R元年度 (2019)	<u>77,653</u> R5年度 (2023)	訪問看護(介護給付におけるサービス利用見込み)回/月	<u>54,826</u> H28年度 (2016)	<u>63,460</u> H32年度 (2020)	
看護小規模多機能型居宅介護の利用者数(1月当たり)人/月	<u>209</u> R元年度 (2019)	<u>523</u> R5年度 (2023)	看護小規模多機能型居宅介護の利用者数(1月当たり)人/月	<u>86</u> H28年度 (2016)	<u>420</u> H32年度 (2020)	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用者数(1月当たり)人/月	<u>273</u> R元年度 (2019)	<u>411</u> R5年度 (2023)	定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用者数(1月当たり)人/月	<u>153</u> H28年度 (2016)	<u>415</u> H32年度 (2020)	

( )内は  
旧冊子頁

見直し後	見直し前	頁																																						
<p>第10章 保健医療従事者の確保と資質の向上</p> <p>第1節 医師</p> <p>1 現状と課題</p> <table border="1" data-bbox="248 312 1052 829"> <thead> <tr> <th>現 状</th> <th>課 題</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>○ (略)</td><td>○ (略)</td></tr> <tr><td>○ (略)</td><td>○ (略)</td></tr> <tr><td>○ (略)</td><td></td></tr> <tr><td>○ (略)</td><td>○ (略)</td></tr> <tr><td>○ (略)</td><td>○ (略)</td></tr> <tr><td>○ (略)</td><td>○ (略)</td></tr> <tr><td>○ (略)</td><td>○ (略)</td></tr> <tr><td>○ (略)</td><td>○ (略)</td></tr> <tr> <td colspan="2"> <u>○医師の地域偏在を是正するため、令和2（2020）年度から、岡山県医師確保計画により、二次保健医療圏ごとに医師多数・少数区域を設定し、それぞれの圏域の状況に応じた医師確保の各種施策を推進しています。</u> </td> </tr> </tbody> </table>	現 状	課 題	○ (略)	○ (略)	○ (略)	○ (略)	○ (略)		○ (略)	○ (略)	○ (略)	○ (略)	○ (略)	○ (略)	○ (略)	○ (略)	○ (略)	○ (略)	<u>○医師の地域偏在を是正するため、令和2（2020）年度から、岡山県医師確保計画により、二次保健医療圏ごとに医師多数・少数区域を設定し、それぞれの圏域の状況に応じた医師確保の各種施策を推進しています。</u>		<p>第10章 保健医療従事者の確保と資質の向上</p> <p>第1節 医師</p> <p>1 現状と課題</p> <table border="1" data-bbox="1084 312 1888 588"> <thead> <tr> <th>現 状</th> <th>課 題</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>○ (略)</td><td>○ (略)</td></tr> <tr><td>○ (略)</td><td>○ (略)</td></tr> <tr><td>○ (略)</td><td></td></tr> <tr><td>○ (略)</td><td>○ (略)</td></tr> <tr><td>○ (略)</td><td>○ (略)</td></tr> <tr><td>○ (略)</td><td>○ (略)</td></tr> <tr><td>○ (略)</td><td>○ (略)</td></tr> <tr><td>○ (略)</td><td>○ (略)</td></tr> </tbody> </table>	現 状	課 題	○ (略)	○ (略)	○ (略)	○ (略)	○ (略)		○ (略)	○ (略)	○ (略)	○ (略)	○ (略)	○ (略)	○ (略)	○ (略)	○ (略)	○ (略)	<p>326 (324)</p>
現 状	課 題																																							
○ (略)	○ (略)																																							
○ (略)	○ (略)																																							
○ (略)																																								
○ (略)	○ (略)																																							
○ (略)	○ (略)																																							
○ (略)	○ (略)																																							
○ (略)	○ (略)																																							
○ (略)	○ (略)																																							
<u>○医師の地域偏在を是正するため、令和2（2020）年度から、岡山県医師確保計画により、二次保健医療圏ごとに医師多数・少数区域を設定し、それぞれの圏域の状況に応じた医師確保の各種施策を推進しています。</u>																																								
現 状	課 題																																							
○ (略)	○ (略)																																							
○ (略)	○ (略)																																							
○ (略)																																								
○ (略)	○ (略)																																							
○ (略)	○ (略)																																							
○ (略)	○ (略)																																							
○ (略)	○ (略)																																							
○ (略)	○ (略)																																							

( ) 内は  
旧冊子頁

見直し後						見直し前						頁		
資料 現状を把握するための指標 【精神疾患】 【アウトカム指標】						資料 現状を把握するための指標 【精神疾患】 【アウトカム指標】						656 (654)		
区分	指標名	調査年 (周期)	調査名等	現状		備考	区分	指標名	調査年 (周期)	調査名等	現状		備考	
				全国	岡山県						全国			岡山県
	退院後1年以内の地域における平均生活日数	H28年版 (2016)	社会保障審議会 障害者部会資料	316日	307日			退院後3か月時点の再入院率(1年未満入院患者)	H26年版 (2014) (毎年)	精神保健福祉資料ナショナルデータベース	20%		24%	
	削除							退院後6か月時点の再入院率(1年未満入院患者)	H26年版 (2014) (毎年)	救命救急センターの評価結果	28%		33%	
	削除							退院後12か月時点の再入院率(1年未満入院患者)	H26年版 (2014) (毎年)	救命救急センターの評価結果	36%		42%	
	削除							退院後3か月時点の再入院率(1年以上入院患者)	H26年版 (2014) (毎年)	救命救急センターの評価結果	37%		35%	
	削除							退院後6か月時点の再入院率(1年以上入院患者)	H26年版 (2014) (毎年)	救命救急センターの評価結果	40%		38%	
	削除							退院後12か月時点の再入院率(1年以上入院患者)	H26年版 (2014) (毎年)	救命救急センターの評価結果	436%		41%	
【救急医療】 【プロセス指標】						【救急医療】 【プロセス指標】							658 (656)	
区分	指標名	調査年 (周期)	調査名等	現状		備考	区分	指標名	調査年 (周期)	調査名等	現状			備考
				全国	岡山県						全国		岡山県	
救命医療	都道府県の救命救急センターの充実度評価S及びAの割合	H30年版 (2018) (毎年)	救命救急センターの評価結果	97.6%	100.0%		救命医療	都道府県の救命救急センターの充実度評価Aの割合	H28年版 (2016) (毎年)	救命救急センターの評価結果	99.6%		100.0%	

( )内は  
旧冊子頁

見直し後							見直し前							頁
【災害医療】 【ストラクチャー指標】							【災害医療】 【ストラクチャー指標】							659 (657)
区分	指標名	調査年 (周期)	調査名等	現状		備考	区分	指標名	調査年 (周期)	調査名等	現状		備考	
				全国	岡山県						全国	岡山県		
都道府県	(略)						都道府県	(略)						
	おかやまDMATの隊員数	(略)	(略)	(略)	(略)			おかやまDMATの隊員数	(略)	(略)	(略)	(略)		
	災害医療コーディネーター任命者数	R2年版 (2020) (毎年)	県独自調査			30人								
	災害時小児周産期リエゾン任命者数	R2年版 (2020) (毎年)	県独自調査			14人								
【災害医療】 【プロセス指標】							【災害医療】 【プロセス指標】							660 (658)
区分	指標名	調査年 (周期)	調査名等	現状		備考	区分	指標名	調査年 (周期)	調査名等	現状		備考	
				全国	岡山県						全国	岡山県		
災害時に拠点となる病院及び災害時に拠点となる病院以外の病院	(略)						災害時に拠点となる病院及び災害時に拠点となる病院以外の病院							
都道府県	医療従事者等に対する災害医療教育の実施回数	R2年版 (2020) (毎年)	県独自調査			1回								
災害時に拠点となる病院、災害時に拠点となる病院以外の病院及び都道府県	災害時の医療チーム等の受入を想定し、都道府県災害対策本部、都道府県災害保健医療調整本部で関係機関(消防、警察、保健所、市町村等)、公共輸送機関等との連携の確認を行う災害訓練の実施回数	(略)	(略)	(略)	(略)		災害時に拠点となる病院、災害時に拠点となる病院以外の病院及び都道府県		(略)	(略)	(略)	(略)		
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		

( )内は  
旧冊子頁

見直し後							見直し前							頁
	広域医療輸送を想定し、都道府県災害対策本部、都道府県災害保健医療調整本部で関係機関（消防、警察等）、公共輸送機関等との連携の確認を行う災害訓練の実施箇所及び回数	(略)	(略)	(略)	(略)		広域医療輸送を想定し、都道府県災害対策本部、都道府県医療本部で関係機関（消防、警察等）、公共輸送機関等との連携の確認を行う災害訓練の実施箇所及び回数	(略)	(略)	(略)	(略)			
<b>【在宅医療】</b> <b>【ストラクチャー指標】</b>							<b>【在宅医療】</b> <b>【ストラクチャー指標】</b>							667 (665)
区分	指標名	調査年(周期)	調査名等	現状		備考	区分	指標名	調査年(周期)	調査名等	現状		備考	
				全国	岡山県						全国	岡山県		
遠隔支援・ 日常の療養 支援・急変 時の対応・ 看取り	在宅医療連携回数、在宅医療支援機関の対応数、在宅医療連携病院で在宅医療に関する研修回数	0回	0回	0回	0回	0回	在宅医療連携回数、在宅医療支援機関の対応数、在宅医療連携病院で在宅医療に関する研修回数	0回	0回	0回	0回	0回	0回	
	機能強化型の訪問看護ステーション数	R2年版 (2020)	在宅医療に係る医療機能の把握のための調査	二ステーション	12ステーション (0.6ステーション)	R2.1.1 (人口10万対)		機能強化型の訪問看護ステーション数	0回	0回	0回	0回	0回	
	在宅医療連携研修回数	0回	0回	0回	0回	0回		在宅医療連携研修回数	0回	0回	0回	0回	0回	
<b>【在宅医療】</b> <b>【ストラクチャー指標】</b>							<b>【在宅医療】</b> <b>【ストラクチャー指標】</b>							668 (666)
区分	指標名	調査年(周期)	調査名等	現状		備考	区分	指標名	調査年(周期)	調査名等	現状		備考	
				全国	岡山県						全国	岡山県		
日常の療養 支援	訪問診療をしている診療所・病院数	0回	0回	0回	0回	0回	訪問診療をしている診療所・病院数	0回	0回	0回	0回	0回		
	小児の訪問診療を実施している診療所・病院数	R2年版 (2020)	在宅医療に係る医療機能の把握のための調査	一施設	9施設 (0.5施設)	R2.1.1 (人口10万対)		訪問リハビリテーション事業所数	0回	0回	0回	0回	0回	
	訪問リハビリテーション事業所数	0回	0回	0回	0回	0回		訪問看護事業所数	0回	0回	0回	0回	0回	
	訪問看護事業所数	0回	0回	0回	0回	0回		訪問看護ステーションの発行者数	0回	0回	0回	0回	0回	
	訪問看護ステーションの発行者数	0回	0回	0回	0回	0回		小児の訪問看護を実施している訪問看護ステーション数	R2年版 (2020)	在宅医療に係る医療機能の把握のための調査	二ステーション	40ステーション (2.1ステーション)	R2.1.1 (人口10万対)	
	小児の訪問看護を実施している訪問看護ステーション数	R2年版 (2020)	在宅医療に係る医療機能の把握のための調査	二ステーション	40ステーション (2.1ステーション)	R2.1.1 (人口10万対)		歯科訪問診療を実施している診療所・病院数	R2年版 (2020)	在宅医療に係る医療機能の把握のための調査	一施設	238施設 (12.6施設)	R2.1.1 (人口10万対)	
	歯科訪問診療を実施している診療所・病院数	R2年版 (2020)	在宅医療に係る医療機能の把握のための調査	一施設	238施設 (12.6施設)	R2.1.1 (人口10万対)		訪問口腔衛生指導を実施している診療所・病院数	R2年版 (2020)	在宅医療に係る医療機能の把握のための調査	一施設	76施設 (4.0施設)	R2.1.1 (人口10万対)	
	訪問口腔衛生指導を実施している診療所・病院数	R2年版 (2020)	在宅医療に係る医療機能の把握のための調査	一施設	76施設 (4.0施設)	R2.1.1 (人口10万対)								

見直し後						見直し前						頁	
	在宅で活動する栄養サポートチーム(NST)と連携する歯科医療機関数	R2年版 (2020)	在宅医療に係る医療機関の把握のための調査	一施設	9施設 (0.5施設)	R2.1.1 (人口10万対)							669 (667)
	医薬小売業の免許を取得している薬局数	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%		
【在宅医療】 【プロセス指標】						【在宅医療】 【プロセス指標】							
区分	指標名	調査年 (周期)	調査名等	現状		備考	区分	指標名	調査年 (周期)	調査名等	現状		備考
				全国	岡山県						全国	岡山県	
日常の療養 支援	訪問診療を受けた患者数(レセプト件数)	0%	0%	0%	0%	0%	日常の療養 支援	訪問診療を受けた患者数(レセプト件数)	0%	0%	0%	0%	0%
	小児の訪問診療を受けた患者数	R2年版 (2020)	在宅医療に係る医療機関の把握のための調査	二人	59人 (3.1人)	R2.1 (人口10万対)		訪問診療を受けた患者数(レセプト件数)	0%	0%	0%	0%	0%
	歯科補綴診療を受けた患者数	R2年版 (2020)	在宅医療に係る医療機関の把握のための調査	二人	5,211人 (275.5人)	R2.1 (人口10万対)		訪問診療を受けた患者数(レセプト件数)	0%	0%	0%	0%	0%
	歯科衛生士を帯同した訪問歯科診療を受けた患者数	R2年版 (2020)	在宅医療に係る医療機関の把握のための調査	二人	3,225人 (170.5人)	R2.1 (人口10万対)		訪問診療を受けた患者数(レセプト件数)	0%	0%	0%	0%	0%
	訪問口腔衛生指導を受けた患者数	R2年版 (2020)	在宅医療に係る医療機関の把握のための調査	二人	2,407人 (127.3人)	R2.1 (人口10万対)		訪問診療を受けた患者数(レセプト件数)	0%	0%	0%	0%	0%
	訪問看護利用者数	0%	0%	0%	0%	0%		訪問看護利用者数	0%	0%	0%	0%	0%

( )内は  
旧冊子頁